＜記入要領＞【令和７年分用】

令和８年９月 24 日以降に提出する申告書について、様式変更により、新たに記入が必要となった部分や記入方法が変更となった部分については、以下のとおりです。

記載がないものについては、旧様式の「区分」の記入の仕方を参照し、記入してください。

（※）がついている項目の記入する番号については、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。

【申告書第一表】

該当箇所		新様式	旧様式	記入方法
表題		G01	－	申告の種類に応じて、確定申告の場合は「１」を、修正申告の場合は「２」を、死亡又は出国による準確定申告の場合は「３」を、死亡又は出国による準確定申告の修正申告の場合は「４」を記入します。
納税地		K05	－	住所地を納税地とする場合は記入不要です。 なお、住所地以外を納税地とする方のうち、居所の場合は「５」を、事業所等の場合は「６」を記入します。
青色		G03	青色	青色申告者は「１」を記入します。
分離		G04	分離	申告書第三表（分離課税用）を使用する方は「１」を記入します。
国出		G05	国出	国外転出時課税制度の適用を受ける方は「１」を記入します。
損失		G06	損失	申告書第四表（損失申告用）を使用する方は「１」を記入します。
修正		G07	修正	申告の種類が修正申告又は準確定申告の修正申告の場合は「１」を記入します。
特農		G08	特農	特別農業所得者は「１」を記入します。
収入金額等	不動産	G11	区分１	国外中古建物の不動産所得に係る損益計算等の特例(措法41の４の３）の適用がある場合は「１」を記入します。
		G12	区分２	記帳・帳簿の保存の状況について、「１」～「５」のいずれかを記入します。(※)
所得から差し引かれる金額	配偶者（特別）	G18	区分１	配偶者特別控除を受ける場合は「１」を記入します。
		G19	区分２	国外居住親族の配偶者がいる場合は「１」又は「２」を記入します。(※)
	特定親族特別	G108	区分	国外居住親族の特定親族がいる場合は「１」又は「２」を記入します。(※)
		G109	人数	特定親族特別控除の適用を受ける人数を記入します。
税金の計算	住宅控除	G23	区分１	東日本大震災の被災者の方が、住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受ける場合は「７」を記入します。
		G24	区分２	給与所得者が、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は「１」を記入します。

該当箇所		新様式	旧様式	記入方法
還付される税金の受取場所	金融機関区分	Z02	―	金融機関の区分に応じて、銀行の場合は「１」を、金庫の場合は「２」を、組合の場合は「３」を、農協の場合は「４」を、漁協の場合は「５」を記入します。
	本支店区分	Z04	―	本支店の区分に応じて、本店の場合は「１」を、支店の場合は「２」を、本所の場合は「３」を、支所の場合は「４」を、出張所の場合は「５」を記入します。
	預金種類	Z05	―	預金の種類に応じて、普通の場合は「１」を、当座の場合は「２」を、納税準備の場合は「３」を、通知の場合は「４」を、別段の場合は「５」を、貯蓄の場合は「６」を、その他の場合は「９」を記入します。
公金受取口座登録の同意		G96	―	還付申告の方が「還付される税金の受取場所」欄に記入した預貯金口座を公金受取口座として新たに登録する場合は「公金受取口座登録の同意」欄に「１」を記入します。
公金受取口座の利用		G97	―	登録済みの公金受取口座への還付金の振込みを希望する場合には、「公金受取口座の利用」欄に「１」を記入します（この場合には、「公金受取口座登録の同意」欄の「G96」への記入は不要です。また、「還付される税金の受取場所」欄に銀行名等を記入する必要はありません。）。
30 条		―	―	関与税理士が『税務代理権限証書』を提出する場合のみ「１」を記入します。
33 条の２		―	―	関与税理士が『申告書の作成に関する計算事項等記載書面』又は『申告書に関する審査事項等記載書面』を提出する場合のみ「１」を記入します。

【申告書第二表】

○　共通事項

・　「生年月日」の「元号」欄は、明治の場合は「１」を、大正の場合は「２」を、昭和の場合は「３」を、平成の場合は「４」を、令和の場合は「５」を記入します。

・　丸で囲むこととされていた文字については、かっこを使用して記入します。

（例）（配当）⇒　（配当）、（認）⇒　（認）

○　本人に関する事項

該当する箇所の□にチェック（✔）します。

○　配偶者や親族に関する事項

・　「国外居住」の「国外」欄（２行目以降）は、国外居住親族である場合のみ「１」～「５」のいずれかを記入します。（※）

・　「特親」欄は、特定親族のそれぞれの合計所得金額に応じた控除額を万円単位で記入します。

・　「障害者」欄、「国外居住」の「国外」欄（最上段の行）・「年調」欄、「住宅」欄、「住民税」欄及び「その他」欄は、該当する場合のみ「１」を記入します。

○　住民税に関する事項

「障害者」欄、「その他」欄及び「寡婦・ひとり親」欄は、該当する場合のみ「１」を記入します。